

広島県公安委員会告示第 31 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 12 日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型 式 名	申 請 者 名(住所)	製 造 業 者 名(住所)
7P0168	告示の日 (平成19年 4月 12 日 から3年間)	ぱちんこ 遊技機	CRスーパ ーわんわ ん樂園M FF	株式会社 三洋物産 代表取締役 金沢 要求 (愛知県名古屋市千種区 今池三丁目 9 番 21 号)	左同